

○豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成要綱

令和 2 年 1 月 28 日

保健福祉部長決定

制定 令和 2 年 1 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活援助従事者研修課程を修了し、豊島区内の介護サービス事業所において介護サービスに従事する者に対し、豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成金（以下「助成金」という。）を交付し、介護従事者の確保及び職場への定着を支援し、もって区民に対する良質な介護サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活援助従事者研修課程 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程をいう。
- (2) 介護サービス事業所 豊島区内で次に掲げる事業又は施設を運営する事業所をいう。
 - (ア) 介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に規定する訪問介護を行う事業
 - (イ) 法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護を行う事業
 - (ウ) 法第 8 条第 7 項に規定する通所介護を行う事業
 - (エ) 法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーションを行う事業
 - (オ) 法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護を行う事業
 - (カ) 法第 8 条第11項に規定する特定施設入居者生活介護（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 6 に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第 2 条に規定する経過的軽費老人ホームを除く。）において行われるものに限る。）を行う事業
 - (キ) 法第 8 条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - (ク) 法第 8 条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - (ケ) 法第 8 条第28項に規定する介護老人保健施設
 - (コ) 法第 8 条第29項に規定する介護医療院

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲

げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和2年4月1日以後に生活援助従事者研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた者であること。
- (2) 生活援助従事者研修課程の修了日から3か月以内に介護サービス事業所に介護職員として就労(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣による就労を除く。以下同じ。)していること。
- (3) 前号における就労期間が、勤務を開始した日(生活援助従事者研修課程修了日以前から就労している場合は修了日の翌日)から起算しての修了後3か月以上継続していること。ただし、非定型的パートタイムヘルパー(短時間労働者であって、月、週又は日の勤務時間が一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される者をいう。)にあっては、従事時間が通算して45時間を超えている場合に限る。
- (4) 助成金の交付の申請に係る生活援助従事者研修課程の受講料について、他に助成を受けていないこと。

2 前項の規定に関わらず、助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 豊島区暴力団排除条例(平成23年豊島区条例第26号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者である場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が助成金の交付の対象として適当でないと認める場合
(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、生活援助従事者研修課程の受講料(必須の教材、実習に要した費用等を含む。以下同じ。)であって、助成対象者が当該研修を実施した養成機関に支払った額とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象者が負担した受講料の全額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)と50,000円のうち、いずれか低い額とする。

2 助成金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で区長が定める額を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次の書類を添えて区長

に提出しなければならない。

- (1) 生活援助従事者研修課程を修了した旨の証明（研修を行った者が交付したものに限る。）の写し
- (2) 生活援助従事者研修課程について、申請者が受講料を支払ったこと及びその支払った額を証明する領収書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

- 2 前項に規定する申請の期限は、申請者が第3条第1項に掲げる要件を全て満たした日の属する月の翌月から起算して6か月以内とする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定を行うものとする。

- 2 区長は、助成金の交付を決定したときは豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成金の交付をしないことを決定したときは豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（助成金の交付）

第8条 区長は、前条第2項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

- 2 助成金の交付は、申請者本人名義の口座へ口座振替の方法により行うものとする。

（決定の取消し）

第9条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第3条第2項の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、助成対象者に豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成金交付決定取消通知書（第4号様式。以下「取消通知書」という。）によりその旨を速やかに通知しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 区長は前条の規定による取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に取消通知書により期限を定めて当該助成金の返還を求めなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第11条 区長は、前条の規定により助成金の返還を求めたときは、助成対象者に助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 区長は、助成金の返還を求めた場合において、助成対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第12条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を求めた場合において、助成対象者の納付した金額が返還を求めた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求めた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第13条 区長は、第11条第2項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(助成金の一時停止等)

第14条 区長は、この要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金等の返還を求められた者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

豊島区長

豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成要綱第6条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。決定後、決定金額を下記の口座に振り込みください。

なお、本事業の他に、受講料の助成は受けておらず、受講料の助成に係る申請も行っていないことを申し添えます。

申請者	住所	〒		電話番号 (日中連絡の取れる番号を記載)
	氏名			- -
補助対象経費※1		円	助成金申請額※2	0 0 0 円
修了日		年 月 日		

振込口座	銀行 信用金庫		支店	普通口座
	口座番号	口座名義（カナ） ※本人名義の口座に限る		

※1 補助対象経費は、同研修の受講料（必須の教材及び実習費を含む。）として、申請者が研修を実施した養成機関に支払った額とします。

※2 助成金申請額は、本人が負担した受講料全額（千円未満の端数は切り捨て）又は50,000円のうち、いずれか低い額とします。

【添付書類】

- ・申請者が生活援助従事者研修課程を修了した旨の証明の写し
- ・生活援助従事者研修課程受講料の領収書（写し）
- ・振込口座の確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し）

枠内は事業者の方が記入してください。

証明年月日 年 月 日

事業者証明欄

豊島区長

事業者 所在地

法人名

代表者

印

下記のとおり、当事業所において、上記申請者を介護職員として現在まで雇用していることを証明します。

・雇用年月日 年 月 日

・研修修了日の翌日以降、在籍期間が3か月を超えた日 年 月 日

(登録ヘルパーの場合)

・研修修了日の翌日以降、通算従事時間が4 5時間を超えた日 年 月 日

事業所先	事業所名		電話番号	
	所在地	豊島区		

担当者

連絡先
電話番号

第2号様式（第7条関係）

豊祉介発第 号
年 月 日

様

豊島区長 印

豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金額 金 _____ 円

2 そ の 他

第3号様式（第7条関係）

豊社介発第 号
年 月 日

様

豊島区長 印

豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成金の交付について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

理由

第4号様式（第9条関係）

豊祉介発第 号
年 月 日

様

豊島区長 印

豊島区生活援助従事者研修課程受講費料助成金交付決定取消通知書

豊島区生活援助従事者研修課程受講料助成要綱に基づき、豊島区生活援助従事者研修課程
受講料助成金交付決定（ 年 月 日付、 豊祉介発第 号）を取り消します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 取消理由

第 1 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 3 号様式（第 7 条関係）

第 4 号様式（第 9 条関係）